平成２３年（フ）第１８１号
和歌山市吹上３丁目１番46号
債務者　名古佐致子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１８９号
和歌山県橋本市東家４丁目16番17号
債務者　大前　裕美
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７号
佐賀県唐津市和多田大土井９番５号
債務者　藤田　敏光
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３８号
佐賀県唐津市和多田大土井９番５号
債務者　藤田　千弓
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１１６号
大分市西大道２丁目５番20－302号　サンコーポ高見
債務者　丸高　優子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６号
福島県白河市金勝寺180番地３　メゾン大成201
債務者　渡邉こずえ
1　決定年月日時　平成23年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第７５７号
名古屋市瑞穂区井の元町88番地
債務者　田村　周三
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４７号
神戸市垂水区上高丸１丁目１番２－201号、従前の住所神戸市兵庫区御崎町１丁目５番９号
債務者　川野　秀樹
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４００号
神戸市北区有野台２丁目９番　有野台公社賃貸住宅１－202号、従前の住所神戸市北区有野台１丁目６番A11棟401号
債務者　山本ひとみ
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２１号
神戸市垂水区星が丘２丁目１番48－1504号
債務者　村上　竜矢
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２８号
神戸市長田区上池田３丁目７番37号、従前の住所神戸市須磨区多井畑字出口14番地の３
債務者　佐々木道雄
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３３号
神戸市中央区生田町４丁目５番26号　ディアコート岡畑302、従前の住所大阪市平野区加美北８丁目23番14号
債務者　松本　絢子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６０号
神戸市須磨区東落合１丁目３番172－709号
債務者　山内　伸一
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７５号
神戸市須磨区松風町３丁目５番３－204号
債務者　織田　**隆**郎
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別22番地の39
債務者　桑原　章紘
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第８号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田757番地３
債務者　上鶴　　博
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第９号
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田757番地３
債務者　上鶴フサ子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係